

ANA カードファミリーマイル ご利用上の規約

この規約は 2026 年 5 月 19 日搭乗分からの適用です。

第 1 条（総則）

- この規約に定める ANA カードファミリーマイル（以下「ファミリーマイル」という）は、全日本空輸株式会社（以下「ANA」という）により運営される日本国内在住の ANA カード会員およびその家族向けのマイレージプログラム特典です。
- ファミリーマイルサービスの利用対象者は日本国内在住の ANA カード会員とその家族（ANA カード個人会員）とします。
- 本契約に定めの無い事項及び語句の定義については、「ANA マイレージクラブ会員規約」を適用します。
- 最新のホームページ、印刷物に記載された規約内容及び告知内容は、全ての規約および告知に優先するものとなります。

第 2 条（サービス利用・会員条件）

- ファミリーマイルサービスを利用するには、ANA マイレージクラブへ入会後ファミリーマイル登録手続きが必要です。会員各個人に対して付与される ANA マイレージクラブの会員番号は、ファミリーマイルサービス利用時に必要となります。
- ファミリーマイル会員には、プライム会員と家族会員（両者を合わせて以下「会員」という）があり、家族を登録の単位とします。会社や法人単位での登録はできません。
- ファミリーマイルは、日本国内に在住の期間、日本国内で生活する ANA カード会員とその家族が登録・利用できるものとします。
- プライム会員とは、原則として日本国内に在住し、ANA カードをメインカードとしてご利用いただいている ANA カード＜個人用＞本会員本人とし、ファミリーマイル会員規約（以下「本規約」という）を承諾のうえ、ANA に登録を申し込み、ANA が所定の審査を行い承認した方をいいます。
- 家族会員とは、日本国内に在住し、次の各号をすべて満たす方で、本規約を承諾のうえ、プライム会員を通じて所定の方法により登録を申し込み、ANA がファミリーマイルの登録を認めた方をいいます。ただし、18 歳未満および、18 歳の高校生の場合は、ANA マイレージクラブ会員であることをもって、第 3 号を満たすものとします。なお、家族会員の登録は、最大 9 名まで（プライム会員を含め 2 名以上合計 10 名まで）登録できるものとし、プライム会員が退会その他の理由でプライム会員の資格を喪失したときは、家族会員も同時に失効するものとします。登録の際、生年月日、プライム会員との続柄ならびに日本国内在住を証明できる書類の提出を必要とします。

- (1) プライム会員の登録が有効に存在していること。
 - (2) プライム会員と生計を同一にしつつ同居する配偶者・同性パートナーおよび一親等以内の家族であること。なお、一親等以内の家族とは両親・配偶者の両親・子・子の配偶者を指します。
 - (3) ANA カード<個人用>本会員、または ANA カード<個人用>家族会員であること。
6. ファミリーマイルの登録には、各会員の個別の承諾が必要となります。(未成年の方の場合には親権者の方の同意も必要となります。)これらの承諾が無かった事による損害について、ANA はその責を一切負わないこととします。なお、必要に応じて第 2 条に定める「家族」である事の証明を求める場合があります。
 7. プライム会員は、申込内容の虚偽・錯誤、マイルの不正使用、家族会員登録の偽造等を含む不正申請に起因して生じた ANA および第三者の損害またはクレームに対して一切の責を負うものとします。
 8. 会員は、重複してファミリーマイルに登録を申し込み、会員資格を得ることはできません。会員が複数のファミリーマイル登録をしていることが判明した場合、ファミリーマイル会員資格はいずれの登録も自動的に失効します。
 9. 日本国内在住者とは、実際に日本国内に在住する住所を有することとし、その住所地を ANA マイレージクラブへ登録する必要があります。

第 3 条（登録方法）

ファミリーマイルの登録手続きは、プライム会員が所定の申込書に必要事項をすべて記入のうえ必要書類とともに ANA に提出し、または www.ana.co.jp にて申し込むものとします。登録申込みを受け、ANA は、第 2 条に基づき審査したうえで登録を認めた方について登録します。

第 4 条（登録手数料）

1. 登録時は、家族会員 9 名までは登録料はかかりません。
2. 一度登録された情報を変更または削除する場合は、別段の定めがない限り、手数料として 1 名あたり 5,000 マイル必要となります。手数料はプライム会員のマイル口座から引き落とされます。また、手数料はファミリーマイルに登録されている会員同士のマイルを合算して支払うことはできません。所定の手数料の支払いができないときは、変更・削除することはできません。

第 5 条（会員資格の発効）

1. ANA が登録手続きを完了した時点で会員資格が発効し、ファミリーマイルサービスが利用可能となります。

2. プライム会員からの届出により、家族会員を追加することができます。
3. 家族会員である ANA マイレージクラブ会員は、満 18 歳を迎えた後、ANA が定める期間内に ANA カード<個人用>本会員または ANA カード<個人用>家族会員に入会することにより、ファミリーマイルを継続することができるものとします。

第 6 条（会員資格の失効）

1. 会員がファミリーマイル登録を解除する場合は、プライム会員により所定の届出書を提出するものとします。なお、プライム会員が登録を解除する場合、同時に家族会員の登録も失効するものとします。
2. 第 2 条第 3 項に基づき、会員が日本国外へ転居する場合、プライム会員は前項の退会手続きを遅滞なく行うものとします。
3. 家族会員全会員が登録解除した場合、プライム会員の登録も自動的に失効するものとします。
4. 家族会員である ANA マイレージクラブ会員は、第 5 条 3 項に基づく手続きがなさない場合、満 18 歳になった時点で自動的に会員資格が失効します。
5. 前各号の他、会員が第 2 条の条件を満たさなくなった場合、会員資格は失効します。
6. ANA が解除手続きを完了したと認めたときをもって会員資格を失効したこととします。
7. 会員が次の各号の一に該当する場合は、ANA は何らの通知、催告を要することなく、当該会員およびファミリーマイル全会員の登録を取り消すことができます。
 - (1) 登録申込み時に虚偽等の不正な申告をした場合
 - (2) 本規約または ANA マイレージクラブ会員規約に違反した場合
 - (3) その他、信頼関係の破壊等、ANA が合理的理由に基づき会員として不適当と認めた場合

第 7 条（その他の規定事項）

1. ファミリーマイル関連の通知、送付書類等は ANA マイレージクラブに関する通知と同様の、指定された住所にのみ送付されます。
2. ファミリーマイル登録者が特典の不正使用、本規約または ANA マイレージクラブ会員規約もしくはその手続きに違反、虚偽の通知等があった場合、またはその他 ANA との信頼関係を著しく損なう行為等を行った場合には、プライム会員および家族会員全員に対し、会員資格および ANA マイレージクラブ会員資格の取消し等、ANA マイレージクラブ会員規約第 29 条に定める措置を講じることができます。
3. 会員による届出または日本国外への転居等により、会員資格が失効した場合でも、ANA マイレージクラブの会員資格は継続します。

第 8 条（特典の種類）

会員は、登録家族単位でマイルを合算して以下の特典に引き換えることが可能ですが。なお、特典は予告無く変更される場合があります。

1. ANA 国際線特典航空券
2. ANA 日本国内線特典航空券
3. ANA 国際線アップグレード特典
4. ANA 日本国内線アップグレード特典
5. 提携航空会社特典航空券
6. ANA SKY コイン

第 9 条（特典の利用者と範囲）

特典利用対象者は、プライム会員の配偶者・同性パートナーおよび 2 親等以内の家族の方とします。なお、特典を利用する場合は、別途「特典利用者登録」が必要です。ファミリーマイル登録者以外の方を登録される場合は、続柄を証明できる書類の提出をお願いする場合があります。

第 10 条（特典の申込）

ファミリーマイル特典の申請は、日本国内の ANA マイレージクラブ・サービスセンターでのみ受付を行うこととします。また、ファミリーマイル特典の申請については家族会員の同意のもと、必ずプライム会員本人が行うこととし、家族会員は特典の申請はできないものとします。

第 11 条（特典利用上の制限）

1. マイルの換算、搭乗実績の積算方法、特典内容等は、ファミリーマイルにおいて特に定めた事柄を除き、ANA マイレージクラブ会員規約が適用されます。
2. ファミリーマイル登録会員に対してのみ提供される ANA マイレージクラブにおける特典に関しては、日本国内に居住中にのみ有効とします。
3. ANA は、ファミリーマイルまたは ANA マイレージクラブを終了する場合があります。その場合には、別途定める場合を除き、ファミリーマイルサービスの利用および ANA マイレージクラブの搭乗実績の積算、特典の利用等も同時に終了するものとします。